

## 令和3年度定期監査(8)(土木工事) 監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和3年度定期監査(8)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

### 記

#### 1 概要

##### (1) 実施時期

令和3年11月16日から令和4年1月13日までの間において実日数4日間

##### (2) 実施内容

令和3年度練馬区監査基本計画に基づき、練馬区監査委員監査基準に準拠し、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証した。

##### ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。
- (イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ合理的か。また、設計図書の表現は適切か。
- (ウ) バリアフリー、環境等への配慮はされているか。
- (エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ単価、歩掛り等は適切か。
- (オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- (カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。
- (キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- (ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。
- (ケ) 工事および工程の監督・管理(監理)は適切に行われているか。
- (コ) 検査は適正に行われているか。また、完了案件については、竣工後の手続は適切に処理されているか。

##### イ 重点事項

- (ア) 建設廃棄物の法令手続は遵守されているか。
- (イ) 学校生徒(児童)・周辺区民の安全対策は適切に行われているか。
- (ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。また、現場の監督・管理(監理)は適切に行われているか。

##### (3) 対象工事

ア 橋梁下部工工事(練馬区画街路第1号線)

イ 交通安全施設整備（街築・舗装）工事（主67）

(4) 対象部課

ア 土木部維持保全担当課

イ 土木部計画課

## 2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

なお、今回の契約変更の経緯を踏まえると、今後は土木職員のさらなる技術力の向上・継承に取り組むとともに、土木事業における設計および工事の適切な監理に努められたい。